



令和3年5月21日
住宅局安心居住推進課

空き家等を改修してセーフティネット住宅とする事業者を支援します！ ～住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業の募集を開始～

住宅に困窮する子育て世帯や高齢者世帯等の住宅確保要配慮者のニーズの高まりに対応するため、新たな住宅セーフティネット制度の枠組みのもと、既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする民間事業者等を支援します。

本日より、当該事業を行う民間事業者等の募集（国による直接補助[※]）を開始します。

※ この補助とは別に、地方公共団体が補助を行っている場合があります。

1) 支援概要（別紙参照）

（1）主な要件

- ・ 住宅確保要配慮者専用の住宅として登録すること
- ・ 公営住宅に準じた家賃の額以下であること
- ・ 住宅確保要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること 等

（2）補助の内容

【補助対象工事】

- ① 共同居住用の住居とするための改修・間取り変更
- ② バリアフリー改修（外構部分のバリアフリー化含む）
- ③ 防火・消火対策工事
- ④ 子育て世帯対応改修工事（子育て支援施設の併設を含む）
- ⑤ 耐震改修
- ⑥ 「新たな日常」に対応するための工事 等

【補助率・限度額】

改修工事 1/3（上限 50万円/戸）

ただし、上記①②③④⑤のいずれかを実施する場合、別途上限に加算あり

2) 応募期間

令和3年5月21日（金）～令和4年2月28日（月）

3) 応募方法

- ・ 上記応募期間内に以下の事務局に申請書を郵送にて提出してください。
- ・ 交付申請要領・様式等は、次のURLから入手するか電話にてお問い合わせください。

【事務局】スマートウェルネス住宅等推進事業室

URL：<http://snj-sw.jp> TEL：03-6265-4905

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐 野口、係員 松村

TEL：03-5253-8111（内線 39857、39856）、03-5253-8952（直通）、FAX：03-5253-8140